

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和7年度	設置者名 弟子屈町
	施設名称 弟子屈町廃棄物処理施設
	設置場所 弟子屈町字美留和147番 5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）

法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（下流）
 - (2) 地下水観測井（上流）
 - (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位 : kg

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
家庭ごみ	可燃ごみ①	収集ごみ	66,430	68,450	69,020	74,160	79,550	77,960	74,150	61,180	67,970	66,250		705,120		
		搬入ごみ	17,320	23,580	19,880	14,630	18,830	15,570	19,850	14,240	14,140	7,880		165,920		
		小計	83,750	92,030	88,900	88,790	98,380	93,530	94,000	75,420	82,110	74,130	0	871,040		
	不燃ごみ②	収集ごみ	6,020	6,290	5,920	5,150	5,660	5,150	6,140	5,860	5,920	4,630		56,740		
		搬入ごみ	15,140	24,900	12,870	11,750	14,960	11,750	16,060	12,730	9,150	4,900		134,210		
		小計	21,160	31,190	18,790	16,900	20,620	16,900	22,200	18,590	15,070	9,530	0	190,950		
	粗大ごみ③		190	570	650	230	880	230	1,100	880	690	130		5,550		
	資源ごみ	古紙類④	ダンボール	23,900	24,180	13,940	28,560	16,140	36,280	22,120	10,910	21,880	24,390		222,300	
			新聞	8,020	0	7,680	6,280	6,100	0	5,280	0	7,330	0		40,690	
			雑誌	11,540	5,940	5,640	5,660	4,980	4,600	4,290	5,170	6,750	4,820		59,390	
			紙パック	314	0	0	0	0	394	0	0	0	330		1,038	
			小計	43,774	30,120	27,260	40,500	27,220	41,274	31,690	16,080	35,960	29,540	0	323,418	
		ガラス類⑤	無色びん	0	0	0	0	0	0	11,920	0	0	0		11,920	
			茶色びん	0	0	0	11,740	0	0	0	0	0	0		11,740	
			その他びん	0	10,750	0	0	0	0	0	0	0	0		10,750	
			小計	0	10,750	0	11,740	0	0	11,920	0	0	0		34,410	
	金属類⑥	スチール缶	0	0	0	1,890	0	0	1,260	0	0	0	0		3,150	
		アルミ缶	0	0	0	5,340	0	0	5,380	0	0	0	0		10,720	
		金属スクラップ	4,420	8,468	8,180	4,500	8,580	3,660	11,990	4,440	4,480	3,700			62,418	
		小計	4,420	8,468	8,180	11,730	8,580	3,660	18,630	4,440	4,480	3,700	0		76,288	
		プラスチック類⑦	ペットボトル	0	0	6,690	0	6,960	0	6,860	0	0	6,650			27,160
			発泡スチロール	0	0	0	0	392	0	0	0	0	382			774
			その他	1,780	7,020	1,710	7,010	3,480	3,440	3,400	5,020	3,300	4,750			40,910
		小計	1,780	7,020	8,400	7,010	10,832	3,440	10,260	5,020	3,300	11,782	0		68,844	
	布類	⑧	278	0	187	186	0	155	217	0	0	265			1,288	
		使用済小型家電⑨	0	0	0	0	0	3,547	0	0	0	0			3,547	
		乾電池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,030			1,030	
		有害ごみ⑩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,260			3,260	
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,290	0		4,290	
		計(④~⑩)⑪	50,252	56,358	44,027	71,166	46,632	52,076	72,717	25,540	43,740	49,577	0		512,085	
	合計(①+②+③+⑪)⑫		155,352	180,148	152,367	177,086	166,512	162,736	190,017	120,430	141,610	133,367	0		1,579,625	
	累計		155,352	335,500	487,867	664,953	831,465	994,201	1,184,218	1,304,648	1,446,258	1,579,625	1,579,625			
事業系み	可燃ごみ	55,850	62,030	65,900	72,090	68,780	62,060	65,440	48,040	48,850	49,160				598,200	
	不燃ごみ	21,720	21,120	11,690	7,990	10,130	20,580	27,010	15,450	8,830	2,170				146,690	
	合計⑬	77,570	83,150	77,590	80,080	78,910	82,640	92,450	63,490	57,680	51,330	0			744,890	
	累計	77,570	160,720	238,310	318,390	397,300	479,940	572,390	635,880	693,560	744,890	744,890				
総合計(⑫+⑬)		232,922	263,298	229,957	257,166	245,422	245,376	282,467	183,920	199,290	184,697	0			2,324,515	
累計		232,922	496,220	726,177	983,343	1,228,765	1,474,141	1,756,608	1,940,528	2,139,818	2,324,515	2,324,515				

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位 : kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不燃ごみ	21,170	36,910	13,850	12,520	14,200	28,170	21,370	18,230	15,640	3,020			185,080

3 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維持管理の状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	関係法令
擁壁等	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日	12月31日	1月30日			第1条第2項 第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無			
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
遮水工	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日	12月31日	1月30日			第1条第2項 第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無			
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
調整池	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日	12月31日	1月30日			第1条第2項 第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無			
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日	12月31日	1月30日			第1条第2項 第14号口
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無			
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日	12月31日	1月30日			第1条第2項 第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無			
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位 : m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量	関係法令
残余容量	年1回					第1条第2項第19号

5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等

(1) 地下水観測井（下流） 採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日	10月8日	11月5日	12月3日	1月7日		
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日	10月16日	11月28日	12月11日	1月15日		
塩化物イオン	5	5	6	6	4	4	4	5	4	5		
電気伝導率	9.2	8.2	8.7	8.7	8.4	8.4	8.2	8.1	8.3	8.5		
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号口及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月5日	11月28日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	ND(<0.1)	ND(<0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	1,3-ジクロロプロパン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	ダイオキシン類	0.30	0.53	必要な措置を講じた日
結果の得られた日	6月18日	11月28日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容

(2) 地下水観測井（上流）

採水場所：弟子屈町字美留和147番5

①毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日	10月8日	11月5日	12月3日	1月7日		
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日	10月16日	11月28日	12月11日	1月15日		
塩化物イオン	5	5	6	5	4	6	6	6	6	5		
電気伝導率	8.5	8.3	8.5	8.3	8.3	8.3	8.6	8.6	8.5	8.5		
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

②年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号口及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月5日	11月28日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	ND(<0.1)	ND(<0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	1,3-ジクロロプロパン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	ダイオキシン類	0.240	0.180	必要な措置を講じた日
結果の得られた日	6月18日	11月28日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容

(3) 放流水採取口

採水場所：弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目
※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日	10月8日	11月5日	12月3日	1月7日		
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日	10月16日	11月28日	12月11日	1月15日		
水素イオン濃度（水素指数）	7.7	7.9	7.9	7.9	8.1	7.9	7.9	7.9	7.8	7.8		
生物化学的酸素要求量	< 0.5	1.1	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	1.6	< 0.5	< 0.5	< 0.5		
化学的酸素要求量	5.6	6.0	6.2	6.1	6.7	7.2	7.1	5.4	6.7	7.6		
浮遊物質量	1	1	1	< 1	1	2	1	< 1	< 1	1	2	
窒素含有量	4.4	3.5	4.0	4.1	4.0	4.2	3.8	1.4	3.6	3.6		
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号口及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	< 0.5	< 0.5
結果の得られた日	6月5日	11月28日	1,1-ジクロロエチレン	< 0.02	< 0.02	フェノール類含有量	< 0.1	< 0.1
アルキル水銀化合物	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	銅含有量	< 0.01	< 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03	< 0.03	亜鉛含有量	< 0.01	< 0.01
カドミウム及びその化合物	< 0.003	< 0.003	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	溶解性鉄含有量	< 0.3	< 0.3
鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	1,3-ジクロロプロパン	< 0.002	< 0.002	溶解性マンガン含有量	< 0.1	< 0.1
有機燐化合物	< 0.1	< 0.1	チウラム	< 0.006	< 0.006	クロム含有量	< 0.005	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	< 0.005	シマジン	< 0.003	< 0.003	大腸菌群数	0	0
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.01	< 0.01	チオベンカルブ	< 0.02	< 0.02	燐含有量	1.2	0.89
シアソ化合物	< 0.1	< 0.1	ベンゼン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	セレン及びその化合物	< 0.01	< 0.01	異常の有無	無	無
トリクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ほう素及びその化合物	0.35	0.24	必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ふつ素及びその化合物	< 0.08	< 0.08	講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	4.8	0.8			
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	< 0.5	< 0.5			

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	11月5日	ダイオキシン類	0.0001	0.00020	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月18日	11月28日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		